

◆申請・問い合わせ先  
健康推進課 子育て世代支援係  
☎74-7758

**あきた結婚支援センター  
入会登録料助成**

町民の方が、あきた結婚支援センターに入会する際の登録料1万円を全額助成します。

- 入会手続き
  - ①希望者本人がウェブ上から仮登録を行い、予約をして来場
  - ②来場し本人確認を行い本登録
  - ③町が入会登録料を支払う
- ※有効期間は登録日から2年間で、役場での手続きは一切ありません。

◆申し込み先

あきた結婚支援センター  
☎0800-8000-0413  
北センター（大館市）  
☎0186-571-8611  
中央センター（秋田市）  
☎018-874-9471

**活動支援**

**拡充  
住民共助による  
地域づくり活動助成**

町では、自治会などの団体が日常生活に関連した課題解決を目的として自主的に取り組む活動に対

●助成額

①基本額（通年の活動が必要）

実施主体	基本額	加算額
単独団体で実施	10,000円	世帯数×250円
複数団体で実施	12,000円×団体数	世帯数×250円

②目的別加算額

自主防災組織設立・活動	初年度単価 世帯数×1,000円 以降毎年 世帯数×500円
【用途】 備蓄食料品の確保等	
【用途】 防災資器材の購入	助成対象経費の4/5以内 当該年度上限20万円
除排雪の実施	毎年 世帯数×1,000円
【用途】 除雪用品の購入等	

し活動資金の一部を助成します。

●対象団体

自治会や町内在住の5人以上の構成員を有する任意団体

●助成対象事業

地域の課題解決のために継続的に行われる活動が対象です。団体ごとに地域の実情にあった活動を行います。

- (1)サロン等集いの場所の開設や日常の困りごと支援活動
- (2)自主防災組織の設立・活動
- (3)高齢世帯や要支援世帯などの除排雪や草刈り支援活動

**拡充  
おらほの敬老交流会  
等補助金**

◆申請・問い合わせ先  
企画政策課 企画係  
☎85-4817

- 申請期限 5月31日
- 申請方法  
役場窓口または町ホームページから申請書を取得し、企画政策課または各支所へ申請してください。

自治会等が自主的に行う敬老交流会等の行事に補助します。

●補助対象者

自治会、老人クラブ、婦人会、その他の住民組織  
※老人クラブや婦人会等で実施する場合は、会員のみならず地区内に広く呼びかけること

●対象者

4月1日現在で満70歳以上の三種町民（施設入所者は除く）

●補助対象事業

- ①敬老交流会  
対象者の長寿を祝う行事
- ②敬老祝品配付  
対象者へ敬老祝品（金券類は除く）を配付する事業

※補助を受けられる対象者は、それぞれの事業につき1人年1回まで

●補助金の上限額

- ①敬老交流会  
(1)参加者割（基本額）  
対象参加者数×2千円

(2)規模割（加算額）  
対象参加者数に応じて基本額に加算

10人未満 1万円  
10人以上20人未満 2万円  
以降10人増えるごとに1万円を加算

②敬老祝品配付  
上限11万円（110人以上）  
敬老祝品を配付する対象者数×500円

●申請方法

役場窓口または町ホームページから申請書を取得し、福祉課または各支所へ申請してください。

◆申請・問い合わせ先  
福祉課 地域福祉係  
☎85-2190

**単位老人クラブ補助金**

●対象者 町内単位老人クラブ

●対象事業

- ・公益性の高い事業にかかる経費（ボランティア活動、花壇の整備等）
- ・生きがい活動、介護予防および健康づくりにかかる経費

●対象外経費

- ・飲食費、役員手当、慶弔費、連合会等の年会費、各種イベント参加費

●補助金の上限額

- ・補助対象事業にかかる経費が当事業に係る収入を超えた場合、4月1日時点のクラブ会員数×